

米国に於ける銀行統合の活発化について

渡 辺 孝

(はじめに)

米国では、ここ数年M&A等を通ずる銀行の統合 (Consolidation) が一段と活発化している。元々米国産業は、Dynamicな変容を遂げることで知られており、今回の統合活発化も「その延長線上の動きにすぎない」と捉える向きもある。しかし、最近の銀行統合活発化は、以下に見るようにそうした一般論では片付けることの出来ない、数々の要因が絡み合っている。

わが国でも、三菱銀行と東銀との合併、都銀大手行と証券会社等との提携に続き、本年8月には興銀、一勧、富士三行統合が、そして10月には住友、さくらの合併等が相次いで発表されている。米銀統合活発化の特徴、背景、問題点等を探ることは、今後のわが国の銀行、金融業のあり方を考えるうえでも有益と考えられる。

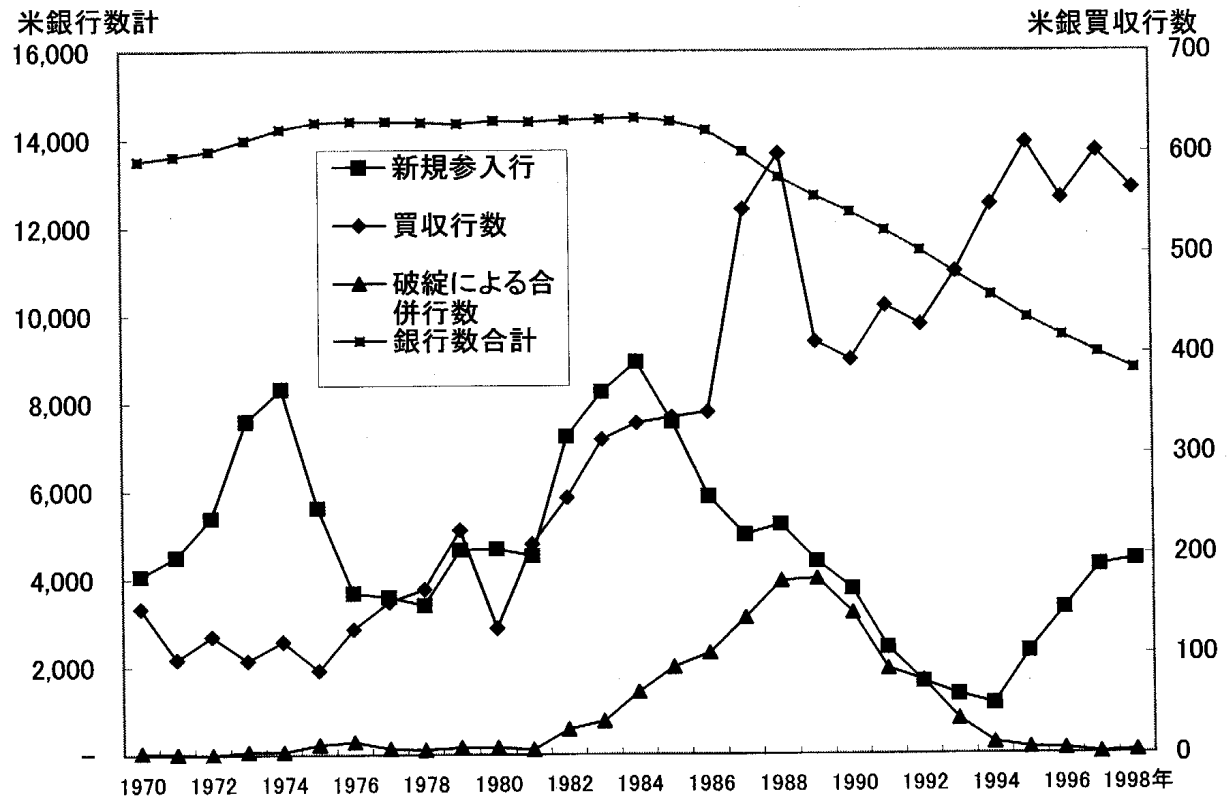
1. 米国における銀行統合活発化の実情

(1) 90年代後半は実質的に米銀史上最大の統合ブーム

まず、米国FDIC統計 (Historical Statistics on Banking) をもとに、米国における銀行の合併件数を見てみよう(図表1)。同統計によれば、銀行合併は70年代は概ね年間100~200件程度で推移していたが、80年代は年間300~400件に増加、特に87、88両年は年間500~600件に急増している。そして、その後90年代前半に若干減少した後、90年代後半は年間600件前後と80年代後半に匹敵する水準に達している。

ところで、ここでいう「銀行合併」は、当局の支援を受けずに各行が自発

図表1 米銀買収行数等



(資料) FDIC (連邦預金保険公社) “Historical Statistics on Banking” より筆者作成。

的に合併を行ったもの(同統計によるUnassisted Mergers)を採っており、経営破綻によって当局主導の下、合併を行った先 (Failures, Mergers) は除外している。しかし、80年代後半はいわゆる「三つのL」(LDC, LBO, Land) 等による経営悪化から、「破綻による合併行数」が急増したほか(前掲図表1)、他の比較的健全な銀行でも、生残りのため他行との合併を余儀なくされた先が少なくない。その意味でUnassisted Mergersの中にもやや後ろ向きの合併が含まれているとみられる。80年代後半の急増振りはこうした特殊事情を反映した一時的な増加とみることができる。

従って、こうした点を勘案すると、90年代後半は、実質的には米銀史上空前のM&Aブームとなっていると言えよう。

この結果、新規参入行 (New Charters) はここ2~3年、年間200行近くまで増加しつつあるにも拘わらず、米銀全体の行数は、減少の一途を辿っており、98年末では8,774行と10年前(88年末, 13,137行)に比べ4,363行、33.2%

の大幅減少となっている。

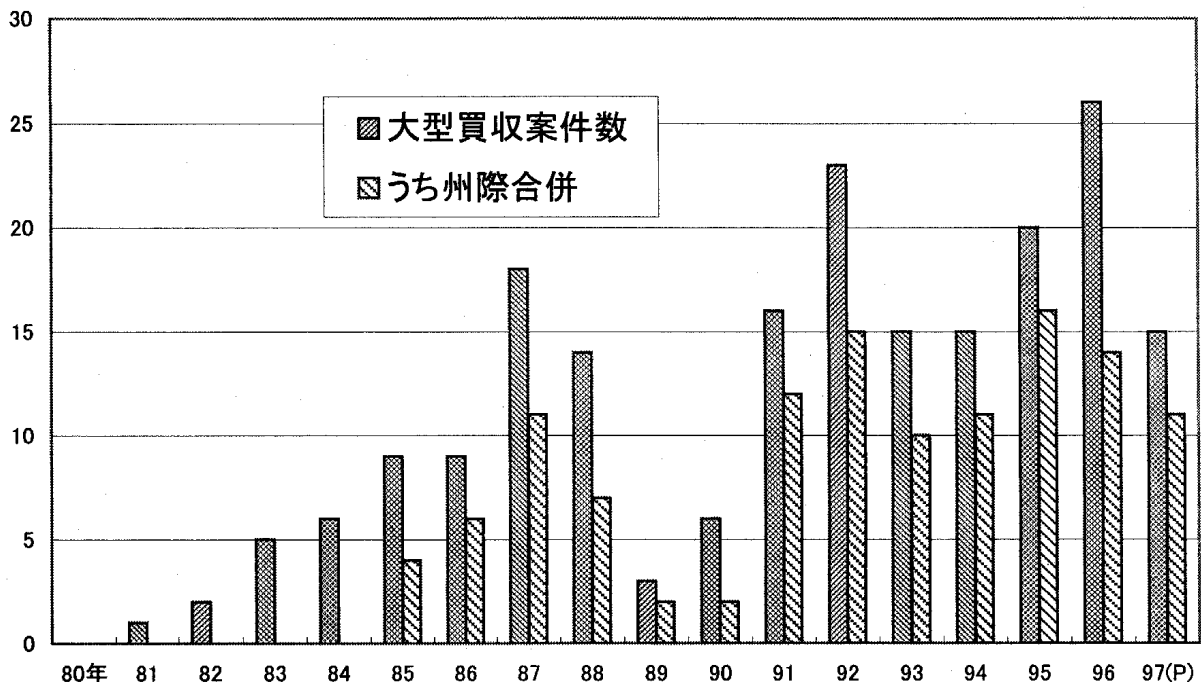
(2) 大型合併案件の急増

合併の急増に加えて、大型合併案件 (Mega-Mergers) が急増している点も最近の特徴である。

FRBによれば、買収行、被買収行双方の資産が10億ドル以上の合併件数は、80年代は、87、88年を除けば、精々年間数件に止まっていた(図表2)。しかし91年以降は年間15件以上に増加している。

とくに、98年はシティコープとトラベラーズグループ、ネーションズバンクとバンカメлика、ノーウエストとウエルズ・ファーゴ、バンクワンとファーストシカゴといった、両行の資産規模がいずれも1,000億ドルを超えるいわゆる“Super Mega-Mergers” (超巨大合併) が目立っている(図表3)。Berger [1999a]によれば、「米国産業史上上位10件の大型合併のうち、9件が98年中に発表されているが、このうちの4件がこれら銀行の合併である」。因みに、SNL Securitiesによれば、98年上半期の銀行合併金額(合併発表ベース)は、

図表2 大型合併件数等



(資料) Meyer [1998] より筆者作成。

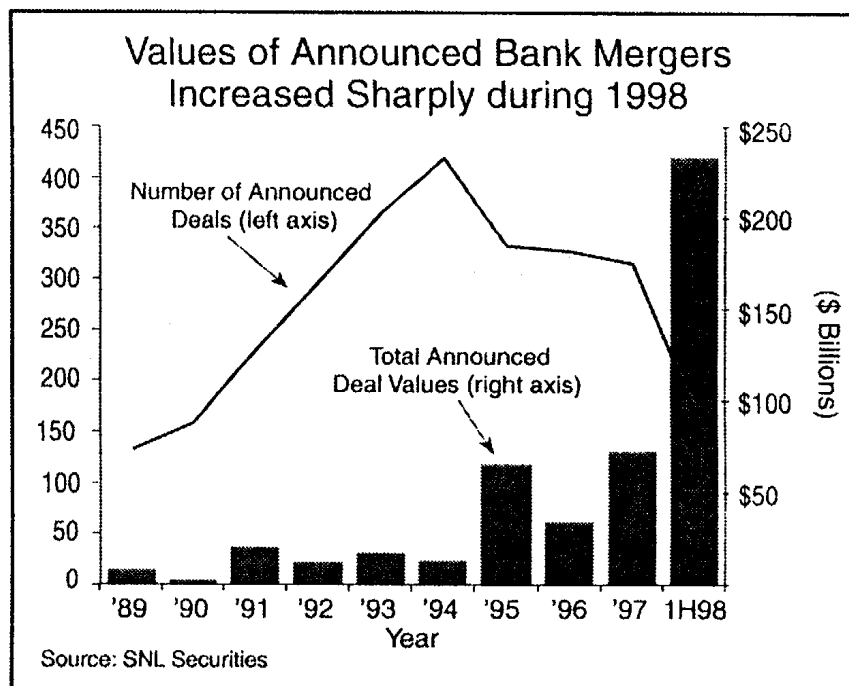
図表3 米国商業銀行の主なM&A (トップ11)

当事者		合併終結日	取引規模 (10億ドル)
トラベラーズグループ	シティコープ	98年4月6日(公表日)	72.6
ネーションズバンク	バンカメリカ	98年4月13日(公表日)	61.6
ノーウェスト	ウェルズ・ファーゴ	98年6月8日(公表日)	34.4
バンクワン	ファーストシカゴNBD	98年4月13日(公表日)	29.6
ファーストユニオン	コアステーツ	98年4月	17.1
ネーションズバンク	バーネットバンク	98年1月	14.8
ウェルズファーゴ	ファースト・インターステート	96年4月	10.9
ケミカル	チェースマンハッタン	96年3月	10.4
ネーションズバンク	ポートメンス・バンクシェアス	97年1月	9.7
サントラスト	クレスター	98年7月20日(公表日)	9.5
ファースト・バンク・システムズ	USバンコープ	97年8月	8.9

(出所) ワシントンポスト、98年6月9日付など

(出所) 富士総研 [1998]

図表4



(出所) Cunningham & Sherman [1998]

既往ピークであった前年1年間のその約3倍に達した形となっているが(図表4)、これも大型案件の急増によるものである。

(3) 異業種合併の増加

「銀行」という従来の枠組みを超えた異業種間の統合もこのところ増加して

いる。

97年にはバンクワンコープとクレジット会社のファーストUSA、バンカーズトラストと証券会社のアレックスブラウン、ネーションズバンクとモンゴメリー証券の合併等が行われたほか、前述の98年のシティコープとトラベラーズグループの合併は、銀行業と保険業を中心とした一大コングロマリットの誕生を告げるものである（最近における異業種間の合併事例及び合併の系譜については図表5及び6）。

図表5 大手米銀の異業種合併・買収

(単位：100万ドル)

年月	銀行	異業種金融機関	業種	金額
1996/ 5	Bankers Trust New York Corp.	Wolfensohn & Co.	A	210
/ 9	First Union Corp.	Keystone Investments Inc.	B	180
97/ 1	Banc One Corp.	First USA Inc.	C	7,887
/ 4	Bankers Trust New York Corp.	Alex Brown Inc.	A	2,277
/ 6	BankAmerica	Robertson Stephens & Co.	A	540
/ 6	NationsBank Corp.	Montgomery Securities	A	1,200
/ 8	Fleet Financial Group Inc.	Columbia Management Co.	D	400
/ 8	First Union Corp.	Wheat First Butcher Singer Inc.	A	471
/ 9	Fleet Financial Group Inc.	Quick & Reilly Group Inc.	A	1,581
/12	US Bancorp	Piper Jaffray Cos. Inc.	A	696
98/ 4	Citicorp	Travelers Group Inc.	E	74,313
/ 6	BankBoston Corp.	Robertson Stephens & Co.	A	800

(資料) Mergerstat Review, Sheshunoff Information Services, 新聞報道

(注) 業種欄の記号は異業種金融機関の業種が以下の通りであることを示す

- A…証券会社
- B…投信会社
- C…クレジットカード会社
- D…投資顧問会社
- E…総合金融会社

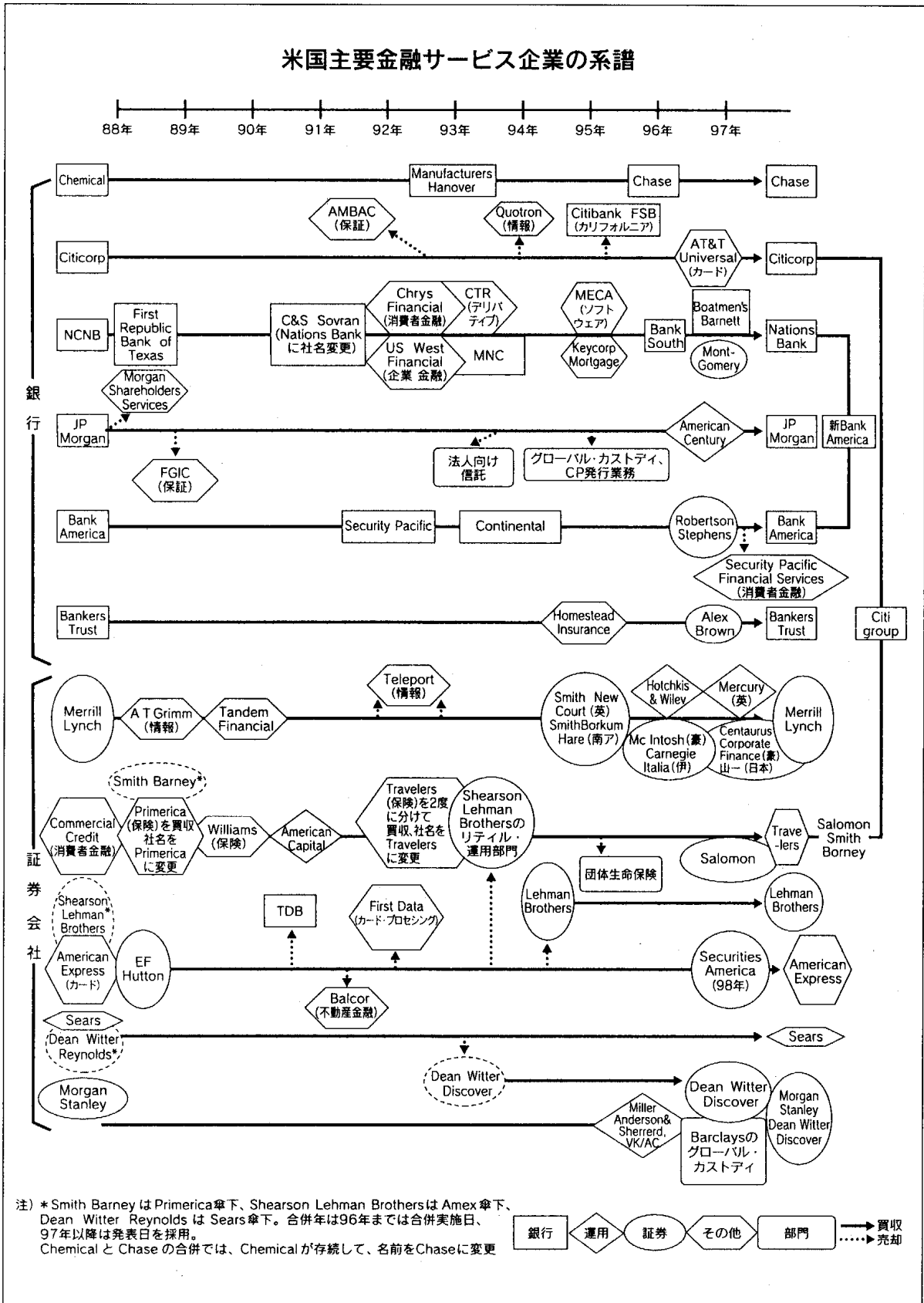
(資料) 東海銀行 [1998]

2. 統合活発化の背景

(1) 全体的イメージ

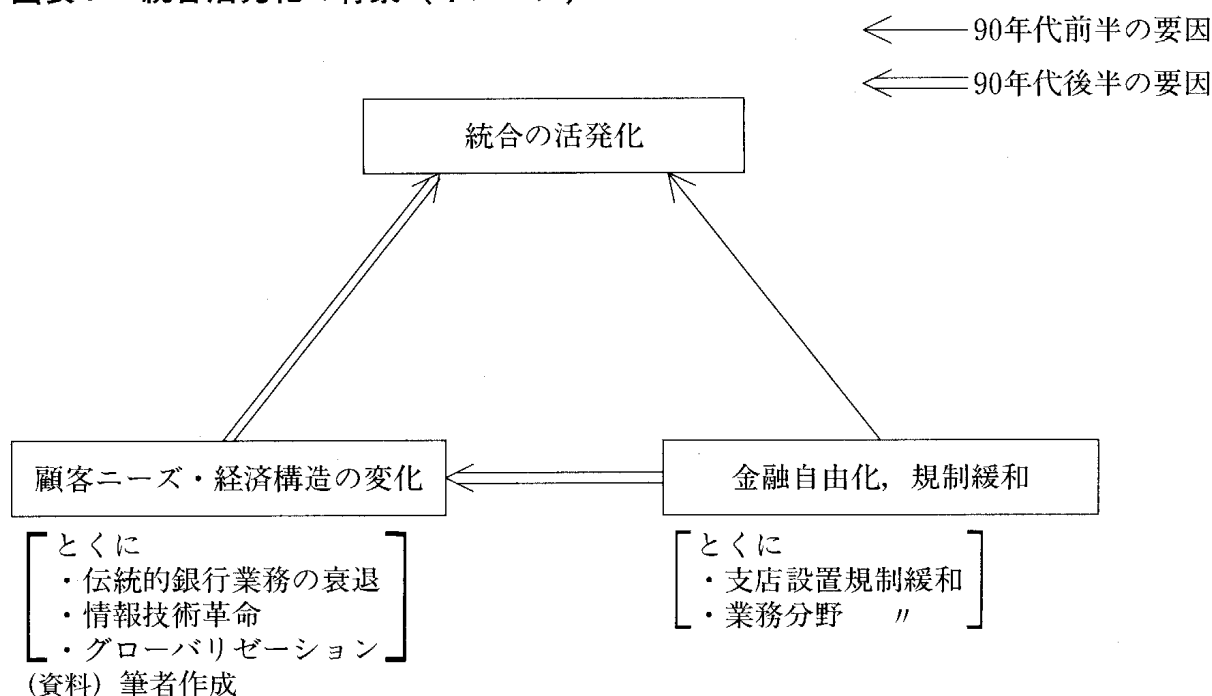
銀行統合活発化の背景は図表7に大まかなイメージを示したように、大きく分けると、A. 金融自由化、規制緩和、B. 顧客ニーズ、経済構造の変化、

図表6 米国主要金融サービス企業の系譜



(資料) 東洋経済「金融ビジネス」(1998年7月号)

図表7 統合活発化の背景（イメージ）



の二つに区分することが出来る。

前者 (A.) はいわば、「競争条件の変化」ともいうべきもので、その源は預金金利の自由化や自己資本比率規制強化まで遡るが、直接的には①支店設置規制の緩和、②業務分野規制の緩和が主たるものである。

これに対し後者 (B.) は、A. の変化を受けて、各経済主体の行動が変化したことによるものである。これには、①伝統的銀行業務の衰退 (有価証券、保険ビジネスのウェイト増大)、②技術革新、情報革命 (いわゆるIT革命)、③グローバルゼーション、等が含まれる。

90年代の米銀統合は、前半が主として前者の要因に基づくものであったのに対し、後半はA. によって引き起こされたB. の要因が次第に大きなエネルギーを蓄え、これが統合を一段と加速、大型化させたと見られる¹⁾。そうした意味では、統合の活発化、大型化は必然的なものであり、不可逆の性格を

1) A. とB. との関係はいわば「ドミノ倒し」に似ている。即ち、最初の1枚のドミノが倒れたエネルギーは小さいが、それが後方に伝播するにつれ、次第に大きなエネルギーとなるのである。

持ったものとみることができよう。

以下、こうした背景についてやや詳しく見てみよう。

(2) 金融自由化, 規制緩和

(イ) 支店設置規制の緩和

米国では、伝統的に、銀行等金融資本の集中化による産業支配力強大化に対する強いアレルギーがあった (Jayaratne & Strahan [1997])。こうした事情等²⁾から、銀行業に対しては支店設置に関する地理的規制が二つのレベルで行われた。即ち

- ・ 州内の銀行による支店の設置 (*intrastate branching*) を規制する「州内支店設置規制」と、
- ・ 州外銀行による州内での支店設置 (*interstate branching*) を制限する「州際業務規制」,

である。

これらの規制の緩和については、最近に至る米銀統合活発化の大きな誘因となっているので以下やや詳しく見ることとしたい。

(州内支店設置規制)

まず、「州法銀行」(各州の州法による免許) に対して州内での支店設置について制限を課す州が多かった。1975年時点では、その州法の厳しさに応じて、三つのグループに分類された (Jayaratne & Strahan [1997])。

2) このほか、地理的規制の根拠として Jayaratne & Strahan [1997] は以下の点を上げている。

- ①各銀行が発行する紙幣(Bank Note)の償還請求を顧客に断念させるような遠隔地へ悪徳銀行経営者が支店を設置することを制限する狙いがあったこと、
- ②銀行(中でも効率性の劣る)自身が、他行との競争を回避する傾向があったこと、
- ③州政府自身も銀行規制によって州収入の大半を得ていたこと、

またFDIC [1997] は、「銀行は地域経済と緊密な連携を維持すべきとの考えや、州権に対する配慮があったため」としており、「これらが先進国ではユニークな『ユニット・バンキングシステム』(単一銀行主義)を生んだ背景となった」(同)としている。

- ・支店設置を全く認めない州(Unit Banking)……12州
- ・州内の「郡」(County)等一定の地域に限定して支店設置を認める州(County-wide branching)³⁾……24州
- ・州内全域の支店設置を認める州(State-wide branching)……14州

一方、「国法銀行」については、その根拠法である1864年の「国法銀行法」が、支店設置に関する条文を欠いていたため、本拠地州内でも永く本店1店舗以外は、支店設置が認められなかった(ユニットバンキング)。しかし、20世紀初頭、幾つかの州で州法銀行が徐々に州内支店設置を認められるようになるにつれ、国法銀行の competitive disadvantage が顕著となった(FDIC [1997])。こうした状態を救済するため、1927年のマクファーデン法(Pepper-Mcfadden Act)及び33年銀行法は、国法銀行の支店設置について、各州の州法が自州の州法銀行に認めているのと同様の範囲内で支店設置を認めた⁴⁾。

さらに、1980年代に入ると、通信、交通、コンピュータ等の発達等、経済構造の変化に対応するため、各州で州内支店設置を緩和、撤廃する方向での州法改正の動きが目立った⁵⁾(図表8)。特に85年前後には、「当時表面化しつつあった経営悪化銀行救済のための銀行買収ニーズが増大した」(Spong [1994])ため、こうした動きがさらに加速した。

3) 例えば、ペンシルバニア州は1982年まで、自州の州法銀行に対する支店設置認可は、本店所在郡及びその隣接郡に限定(Jayaratne & Strahan [1997])。

4) なお、マクファーデン法は、国法銀行は「州法により州法銀行が支店を設置できる州内の如何なる場所(at any point within the States)においても支店を開設することが出来る」旨規定。このため同法は州外には支店を開設出来ないことを定めたものと解釈され、永く「州際業務規制」の根拠とされた(高月 [1992])。

5) また、85年には、国法銀行の免許権を持つOCC(連邦通貨監督局)が、「各州政府はスリフト(貯蓄銀行)に州法銀行と同等乃至はそれ以上の支店設置を容認しており、マクファーデン法上これらスリフトは州法銀行とみなせる」と判断。このため国法銀行に対し、州法免許を得たスリフトと同様の支店設置を認める旨決定。その後、最高裁もこれを支持、幾つかの州がこの決定に即した州法改正を行った(Spong [1994])。

図表8 M&Aによる州内支店設置を認めた州の数

	～1970年	～75	～80	～85	～90	～94
累計	13	14	19	38	46	50
増加数	—	1	5	19	8	4

(資料) Jayaratne & Strahan [1997], 対象は全米50州及びワシントンD.C.

〈注〉 米国においては店舗網の拡大は、他行の既存店舗の買収の形を採ることが多い。このため、M&Aによる州内支店設置容認を以って、事実上の州内支店設置規制の撤廃とみなされている (Jayaratne & Strahan [1997])。なお、94年の「リーグルニール法」〈後述〉制定時点で州内規制を撤廃していなかったのはアイオワ州のみであった(同)。

(州際業務規制)

米国ではかつては他の州に本拠を置く銀行に自州内での支店設置を認める州は無かった。この規制や既にみた「州内支店設置規制」を回避するため (更にはノンバンク業務への進出を図るため)、米銀は「銀行持株会社」(Bank Holding Company, 以下BHCという)の形態を採り、その子会社増設を通じ進出することが多かった。

しかしこうした抜け道は、1956年の銀行持株会社法 (Bank Holding Act) の「ダグラス修正条項」によって進出先州が州法で明示的に認めている場合を除き、原則禁止された。当時はこれを認める州は殆ど無かったため、「既得権条項」(Grand Fathered)によって、同法施行以前に設立された先が引続き営業を認められた以外は、新規の支店進出は事実上停止された⁶⁾。

「ダグラス修正条項」は各州政府に、州外のBHCによる州内銀行買収を認可する権限を与えていたが、1975年、州際業務規制緩和の第一歩として、メイン州がこれを行使した。即ち同州は、州外BHCによるメイン州内銀行の買収

6) もっとも、他州進出の手段としてのBHC設立は事実上停止されたが、子会社銀行を一つだけ有する「単一銀行持株会社」(one-bank holding company)については、総じてローカルで小規模であるとの理由から同法は適用されなかった。このため、従来の「銀行」では法制上疑義のある新規の金融サービスへの進出の手段として、67年に当時のシティバンクが単一銀行持株会社に組織変更したのをきっかけに60年代にはその設立が盛んとなり、70年末には全商業銀行預金の約三分の一がこれらによって保有された (Spong [1994])。このため議会は70年に「銀行持株会社法」を改正、従来は同法の適用対象外であった単一銀行持株会社の許認可権等をFRBに付与、監督を強化した。

は、相手先州(当該BHCの本店が所在する州)が、メイン州に本店を置くBHCによる相手州銀行の買収を認めている場合に限って(いわゆる「レシプロ条項」付き)、認めることとした。もっとも、これが実質的に有効となったのは、7年後(1982年)にアラスカ、マサチューセツ、ニューヨークの3州が州外BHCによる買収を認めるまで待たなければならなかった⁷⁾。その後は他州も徐々に緩和を実施し、85年末までには19州が、また90年末までには46州が州外BHCによる州内銀行の買収を容認、後述の94年の「リーグルニール法」制定時点で、これを禁止していたのはハワイ州のみとなっていた(図表9)。

このように、①各州ベースでの州際業務規制緩和が進んだこと、②当時米国金融界の最大の懸案事項であった不良債権処理、銀行の破綻処理問題が92年頃までにはほぼ峠を越えたこと、等から議会でも銀行システムの抜本的見直しが必要との機運が高まった。この結果、1994年「リーグルニール州際銀行・支店設置効率化法」(Riegle-Neal Interstate Banking and Branching Efficiency Act of 1994、以下「リーグルニール法」という)が成立した。同法の骨子は以下の通りである(詳細は図表10)。

①BHCは、95年9月29日以降、資本力、預金シェア等一定の条件を充足すれば如何なる州においても銀行を買収することが可能(「ダグラス修正条項」の事実上の撤廃)

しかし、この規定だけでは、依然各州は、州外銀行による進出を禁止する

図表9 州外BHCによる州内銀行のM&Aを認めている州の数

	~1970年	~75	~80	~85	~90	~94
累計	0	0	1	19	46	50
増加数	—	—	1	18	27	4

(資料) Jayaratne & Strahan [1997], 対象は全米50州及びワシントンD.C., なお94年のリーグルニール法制定時点で州外BHCによる州内銀行のM&Aを認めていなかったのはハワイ州のみ。

7) この間、「ダグラス修正条項」は、銀行の経営悪化に対処するため、82、87年の二回に互って緩和され、「既に倒産し、或いは倒産しつつある金融機関に対する緊急的買収」を容認した(FDIC [1997])。

図表 10 リーグルニール法の概要

<p>1. 1995年9月29日以降</p> <p>○十分に資本力があり、適切な管理がなされている銀行持株会社は、同日以降如何なる州においても銀行を買収することが可能。但し、以下の規制あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金シェア規制(買収後の銀行持株会社が以下いずれかの数値を上回る場合は、買収禁止) <ul style="list-style-type: none"> ①全米の米銀、スリフトの預金合計に占めるシェアが10%以上、 ②買収対象の銀行の本拠地州の預金に占めるシェアが30%以上(但し、新規参入の場合を除く) ……但し、上記シェア規制のうち②は相手州政府が、その判断により、放棄(または引上げ、引下げ)が可能。 ・最低営業期間規制……買収対象行が営業開始後買収されるまでの最低期間(最長五年、各州法で設定<営業開始後日の浅い銀行の買収を禁止する趣旨>) ・地域再投資法 (Community Reinvestment Act) 及び州段階での同様の法律に従う必要。 <p>○なお、破綻行及び破綻する恐れのある銀行に対する州外銀行持株会社による買収は、別途定めるほかは、上記規制の適用除外。</p>
<p>2. 1997年6月1日以降</p> <p>○十分に資本力があり、適切に管理されている銀行は同日以降州外の銀行との合併が可能。但し、以下の規制あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金シェア規制(上記と同じ) ・最低営業期間規制(上記と同じ) ・地域再投資法等(上記と同じ) <p>○破綻行等に対する特例は上記と同じ。</p> <p>○なお、各州は同日までに特別の立法をすることにより、上記州際業務緩和規定から脱退 (Opt-out) することが可能 (注1)。</p> <p>○また、各州は同日までに特別の立法をすることにより、州外の銀行が (合併によらない) <u>新規の支店設置</u>を容認することも可能 (Opt-in) (注2)。</p> <p>○さらに、各州は特別立法により、州外銀行が州内銀行の一部支店のみの買収によって進出することも可能。</p>

(資料)FDIC [1997]、Spong[1994]、Avery 他[1997]、香山[1995]等をもとに筆者作成。

(注1) モンタナ、テキサスの2州のみが同条項を援用 (Avery 他[1997])。

(注2) 同条項にも拘わらず、州外銀行による (合併によらない) 新規出店を容認した州は殆ど無かったのが実情 (同)。

ことが可能なため、次の規定が設けられた。

②銀行は、97年6月1日以降、資本力、預金シェア等一定の条件を充足すれば、州外の銀行との合併が可能(「マクファーデン法」の事実上の撤廃)

これらの規定によって、銀行持株会社が子会社銀行を一つの支店網に統合したり、銀行持株会社傘下の銀行でない独立した銀行も、他の銀行と合併することが可能となったのである。

こうした州際業務規制緩和の結果、複数の州にまたがる銀行(BHC、独立銀行)は84年の89行から95年には303行に増加した。もっとも1万行を越える(当時)米銀数からみれば、少数との見方も出来るが、「その米銀総資産、国内預金に占めるシェアはこの間それぞれ33%から67%へ、23%から59%へと飛躍的に拡大しており、数の少なさだけに注目するのはミスリーディングである」⁸⁾(Holland & Inscoe他 [1996])。

(ロ) 業務分野規制緩和

(証券業務)

銀行の証券業務は、①銀行本体で行い得る(bank-eligible)証券業務(「適格証券業務」)、と②銀行本体では行えず(bank-ineligible)、BHCの非銀行子会社(いわゆる「20条子会社」)で行い得る証券業務(「非適格証券業務」)、の二つに分けられる。

このうち、「適格証券業務」については、国債や一般財源債の引受・デーリング業務は元々証券会社と全く同様に認められている。しかし、その他の業務、例えば株式の売買業務については、自己勘定によるものは禁止されているが、「顧客の注文、勘定において」行われる場合は、これを認めている(グ

8) Cunningham他 [1998]によれば、リーグルニール法制定時の94年1月時点では「10の商業銀行が30の州際支店を有するに過ぎなかったが、98年初時点ではこれが165行、12,694支店に拡大」している。

ラススティーガル法16条)。このため、具体的にどういう業務がこれに該当するかが争点となった。

監督権を持つFRB⁹⁾、OCCは次のような業務を順次、これに該当するとして認可した(主なもののみ)。

- ・個人退職積立年金(IRA)の集合信託ファンドの運用(OCC, 82年),
- ・ディスカウント・ブローカー業務(82年OCC, 83年FRB),
- ・CPの私募発行の斡旋業務(FRB, 80年),
- ・フルサービスブローカー業務(FRB, 86年)

このうち、特に銀行の証券業務拡大に貢献したのは、ディスカウントブローカー業務への進出認可である。ディスカウントブローカーとは、投資顧問や取引勧誘などは一切行わず、有価証券の売買取次に特化、その分、売買手数料を大幅に値引く業者をいう。1975年の株式売買手数料自由化(いわゆる「メーデー」)以後台頭した。81年に証券業界の反対を押し切って、バンカメリカによるディスカウントブローカー最大手のチャールズシュワブ買収が、FRBや連邦最高裁判決で認められて以降、85年までに約3千もの金融機関がディスカウントブローカーを買収、同業務に参入した。

一方、「非適格証券業務」については、原則的に銀行は、「株式、債券及び他の有価証券の引受、公募、分売等を『主たる業務として行う』(engaged principally in) 如何なる企業とも関係会社となつてはならない」(同法20条)旨規定されているが、BHCの監督権限を持つFRBは、BHCの証券子会社の証券業務が「主たる業務」に該当しないと判断されるケースについては、以下のよう
に漸次弾力的な解釈をおこなった。

- ・CP、モーゲージ担保証券、レベニューボンド(特定財源地方債)の引受、

9) 70年の銀行持株会社法改正により単一銀行持株会社もFRBの監督下に置かれた(注6参照)が、銀行持株会社が保有できる銀行以外の子会社の業務の範囲は「銀行業または銀行を経営若しくは支配する業務に密接に関連しこれに当然付随する業務」に限定。具体的にどの範囲の業務がこれに該当するかは、FRBが公共の利益等を勘案し、規則(レギュレーションY)で規定することとされており、FRBは同規則の変更という形で漸次緩和を行っている。

販売を容認。但しこれらの「非適格証券業務」からの収入は当該子会社の総収入の5%以下に制限、かつ利益相反に関するファイアーウォール規制20項目を規定(87年4月)。

- ・対象証券を社債、転換社債、株式に拡大、収入上限を10%に引上げ(89年)。

- ・更に97年からは収入上限を25%に引上げ、ファイアーウォール規制を大幅緩和。

これらの措置により、97年以降大手商業銀行による証券会社の買収が相次いでいる¹⁰⁾。この結果、97年初時点での銀行によるインベストメントバンク、投資顧問会社、ブローカーディーラーの買収は47社に上っている(Cunningham他[1998])。

(保険業務)

高齢化は米国でも着実に進行しつつあり、保険、年金業務は今後大きく拡大が見込める分野である。このため、米銀は80年代からこれら業務への進出を企図していた。

保険会社が取扱っている商品のうちいち早く銀行に認められたのは、年金の販売である。まず、90年に国法銀行を管轄するOCCが、「固定型、変動型等の年金は保険ではなく金融投資商品である」との判断を下し、連邦最高裁も95年にこれを支持した。この判決以降、州法を改正し、銀行(国法銀行、州法銀行)の年金販売を認める州が増加、現在では全米の銀行が殆ど制約を受けずに、年金商品を販売することが出来る。

一方、保険については、引受業務は事故発生率・保険料率の正確な算定等高度なノウハウを必要とする。このため、銀行は、主に保険の販売業務進出を狙う向きが多い。保険業界との訴訟で、最も激しく係争されているのはこ

10) 97年の収入上限緩和を機に、バンカーズトラストがアレックスブラウンを、バンカメリカがロバートソンステファンを、ネイションズバンクがモンゴメリー証券をそれぞれ買収。

の販売業務、特に国法銀行によるそれであった。元々国法銀行は人口五千人以下の町では、保険販売が認められていたが、州法銀行による保険販売が禁止されている州では国法銀行は事実上これが出来なかった。このため、連邦法と州法との規定の違いが争われたが、96年の連邦最高裁判決により、連邦法の規定が優先する旨判示された。この結果、現在では年金と同様大半の州で銀行(国法銀行、州法銀行)による保険の販売が認められている。

(3) 顧客ニーズ・経済構造の変化

(イ) 伝統的銀行業務の衰退

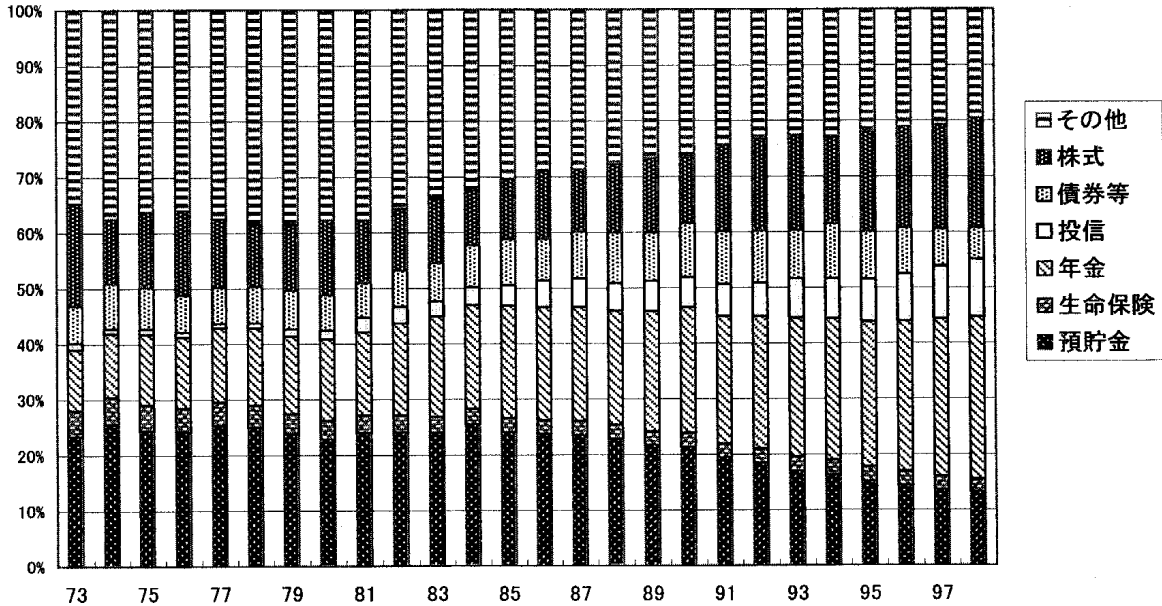
銀行業務は、長い間、短期の預金を集めこれを中長期の貸出に回すことが中心で、収益も預金金利と貸出金利との差(「利鞘」)が太宗を占めていた。米国では二世紀以上に亘って、銀行は家計貯蓄の主たる運用先であり、同時に企業による資金調達的主要な供給源であった。

しかし、1970~80年代を境に、金融自由化や新金融商品の開発、及びこれらと表裏一体の関係にある家計・企業の資産運用、資金調達態度の変化等により、こうした状況は大きく変わりつつある。

家計面では、預金金利規制下の71年1月、米国証券会社リザーブファンド社が、小切手振出機能付きの新型投信 MMMF の発売を開始した。また、77年6月米国最大の証券会社メリルリンチは、コンピューター、通信技術の発達等を利用して、CMA (Cash Management Account, MMMFでの運用の他、決済機能、融資機能等を具備)を開発、販売を開始した。当時、市場金利は高騰していたが、銀行預金の金利は預金金利規制によって相対的に低位に据え置かれていた。このため銀行預金からこれらの新商品へのシフト(Disintermediation)が発生した。さらに、90年代初以降は好況を続ける株式への投資増大、401kプラン等年金商品の売行き好調等によって、個人金融資産に占める銀行預貯金のシェアは低下の一途を辿っており、98年は13.5%と84年(26.0%)の約2分の1まで落込んでいる(図表11)。

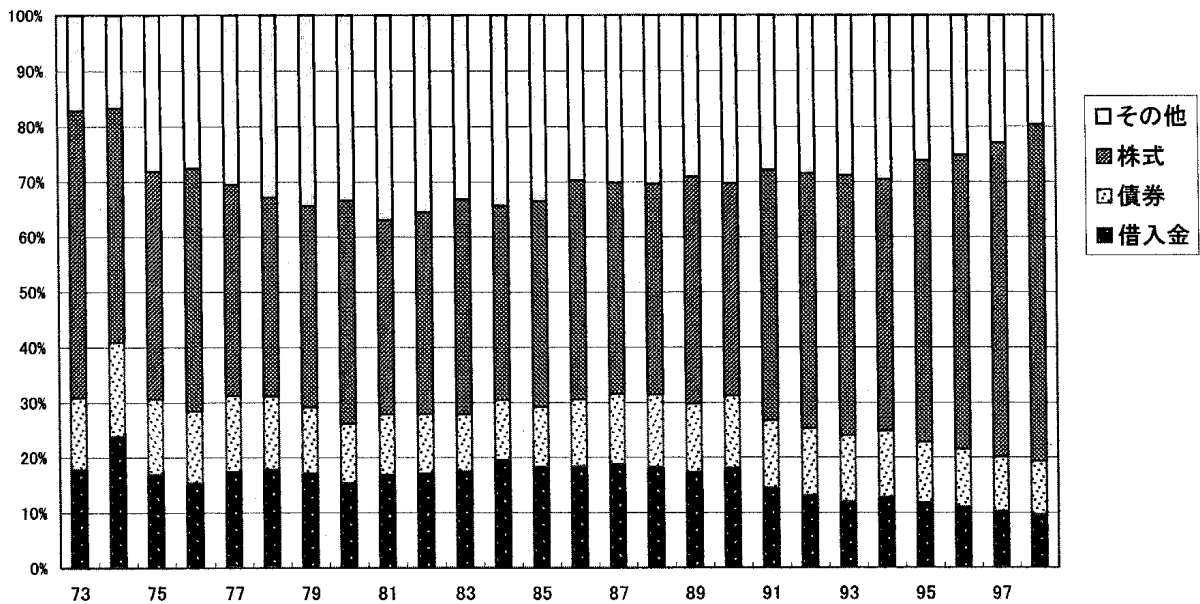
また、企業の資金調達面でも社債発行、増資、CP等従来の銀行借入に代わ

図表 11 米国個人金融資産構成比推移



(資料) FRB, Flow of Funds Accountsより筆者作成。

図表 12 米国非金融法人負債構成比推移

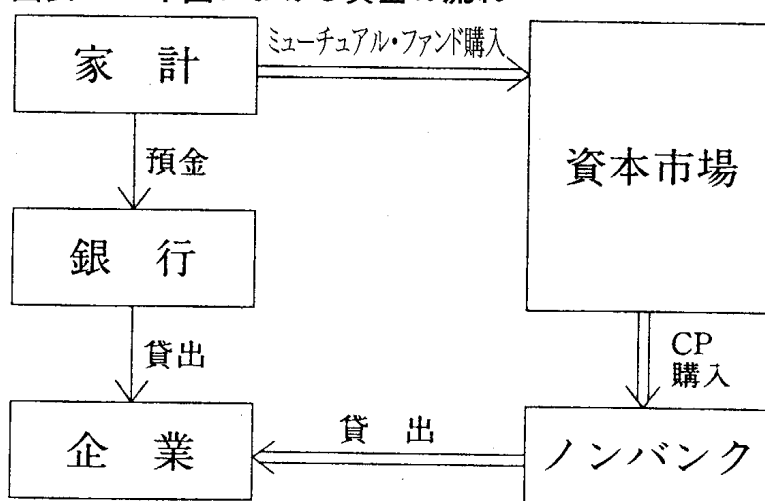


(資料) FRB, Flow of Funds Accountsより筆者作成。

る資金調達手段が台頭している。このうちCPについては、ノンバンクが資金調達の主源泉として活発に発行、調達した資金を企業への融資に充当している。この結果、企業の資金調達に占める銀行借入のウェイトも98年は9.6%と84年(19.5%)の約半分に落込んでいる(図表12)。

これらはいずれも預金吸収・貸出実行に大きく依存する「伝統的銀行業務」

図表 13 米国における資金の流れ



(資料) 筆者作成

→ 従来の資金のながれ

⇒ 新しい資金のながれ

が衰退し、銀行を経由しない新しい資金の流れが形成されつつあることを示している(図表13)。このため、銀行は手数料等「非金利利益」や各種デリバティブ取引の拡大、リストラ強化はもとより、他行との統合や他業態進出等を通ずる競争力強化の必要性に迫られているのである¹¹⁾。

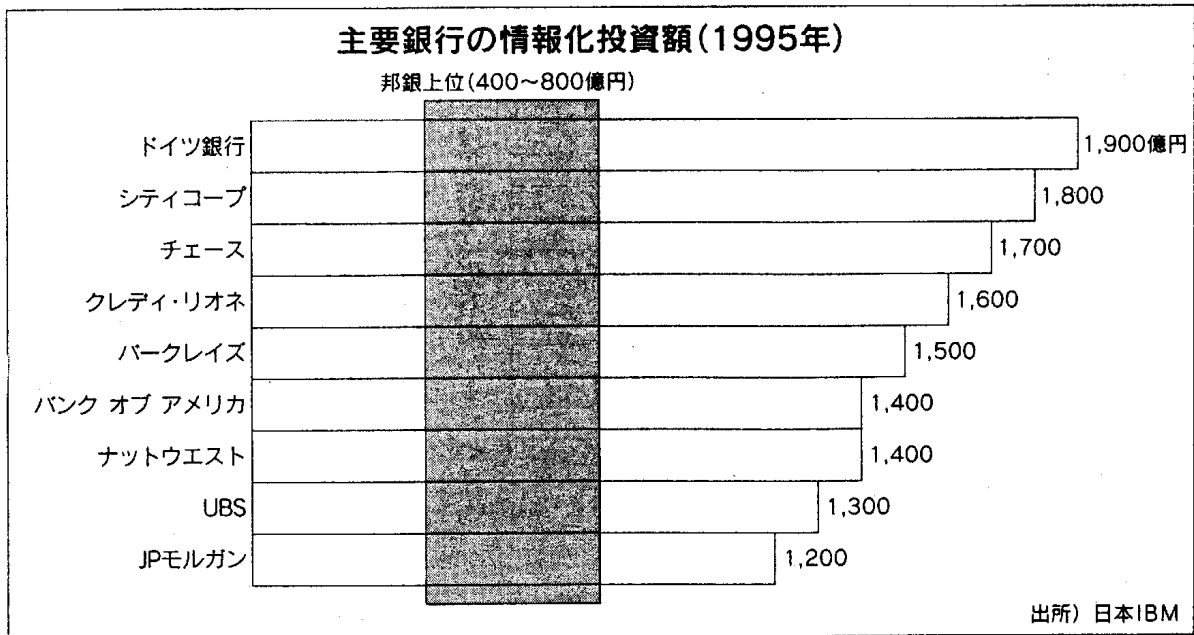
(ロ) 情報技術革命とグローバル化

現代では、銀行等個々の金融機関の勝敗を最終的に決する最も大きな要因は、情報技術 (IT, Information Technology) 革命を如何にリードするか、という点にあると言っても過言ではない。

情報技術革新は、新たな高度金融商品の開発を可能にするとともに、規模・範囲の経済性発揮の余地を増大させた。

11) Berger [1999a] は、伝統的銀行業衰退に伴う銀行の供給力過剰問題に対しては「合併行のフランチャイズバリューを維持しつつ過剰な供給力を削減できる点で、M&Aは破綻処理よりも効率的である」としている。

図表14 主要銀行の情報化投資額 (1995年)



(資料) 東洋経済「金融ビジネス」(1998年7月号)

前者については、70年代のメリルリンチによるCMAの開発や、最近における各種デリバティブ商品の開発が代表的である。

また後者については、ATMの開発、普及が銀行の窓口業務や人員配置を一変させたことはつとに知られている。さらに最近では、リテール部門におけるデリバリーチャネルの多様化(電話、インターネット等の利用)、顧客管理等の高度化(MCIF <Marketing Customer Information File>, DBM <Data Base Marketing>) や、ホールセール部門におけるGCMS (Global Cash Management System, 国内外の資金を本社口座で一括して管理するシステム)、更には銀行経営の原点ともいえるリスク管理等の面で莫大な設備投資が必要となっている。因みに、邦銀上位行の年間の情報化投資額は平均400~800億円といわれているが、欧米銀行の大手では2,000億円近くに達する先も少なくない(図表14)。

一方、金融自由化や国際的な資本移動の自由化に伴って、欧州の金融機関を中心に国境の業態を超えた相互参入が活発化している。95年にSBCが英国のSGウオーバークを買収したのがその一例である。従来の「国境」という枠内

での競争は終焉を告げ、今や金融業は「グローバルコンペティション」の時代に突入しているのである。こうした「グローバルコンペティション」は、「特に法人顧客やホールセール業務を主たる業務とする大規模金融機関では重大な意味を持っており、これが大手金融機関のM&A活発化の一因となっている」(FRBマイヤー理事) ののである。

3. 統合効果

ところで、こうした銀行統合は銀行のコスト等にどういった効果をもたらすのだろうか。米国でもこの点については幾つかの研究がなされている。その多くは(最近の“Mega-Merger”よりも)、州内支店設置、州際業務規制等既にみた地理的規制の緩和の効果を検証したものではあるが、以下、その主なものについて概観しておきたい。

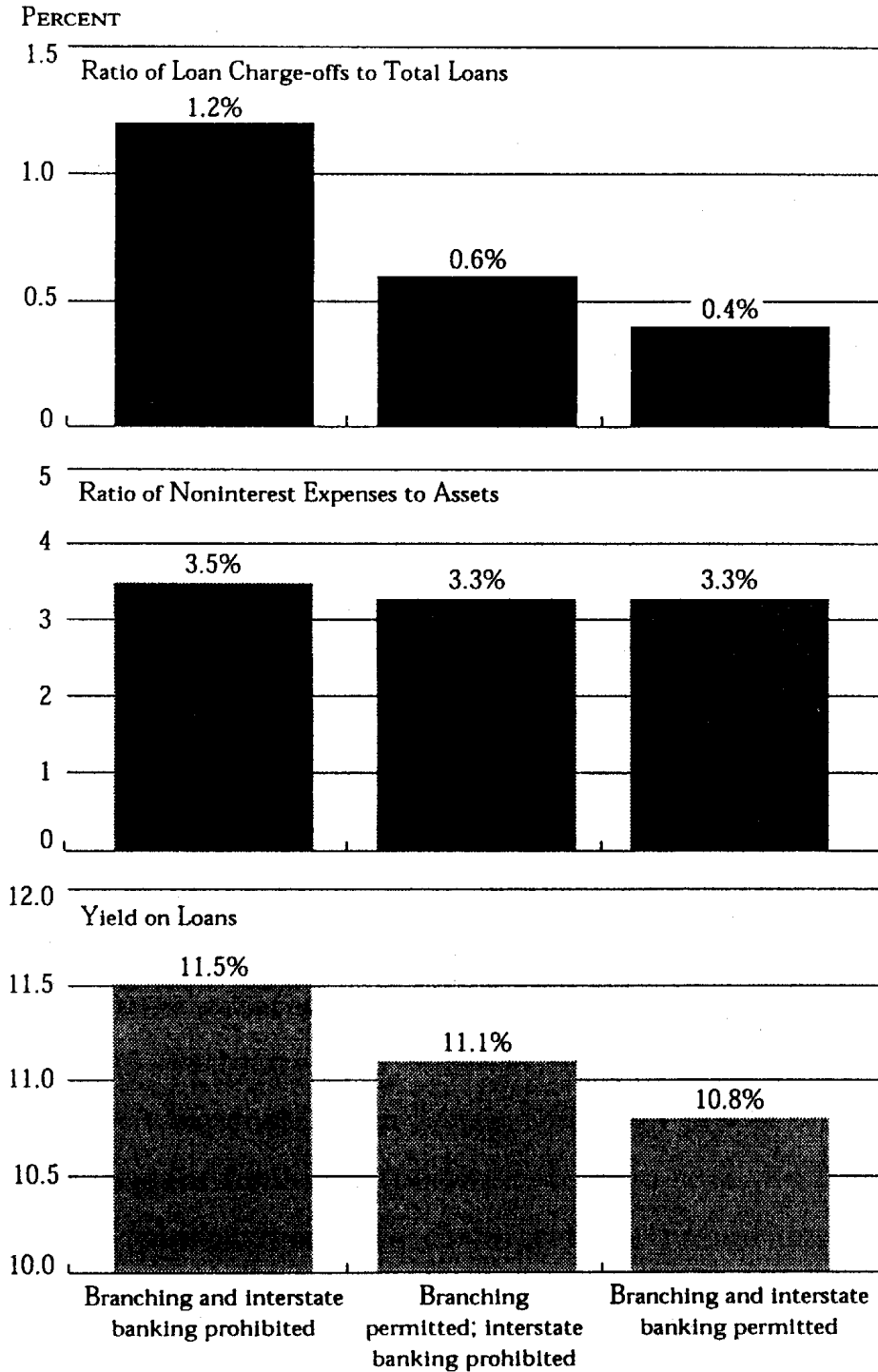
まず、Jayaratne & Strahan [1997] は、比較時点を、①地理的規制緩和前、②州内支店規制緩和、州際規制持続、③両規制緩和、に3分し、貸倒率の変化と、非金利支出/総資産比率(以下、「非金利支出率」)の変化を分析している。その結果、貸倒率については、①→②への移行によって、0.6%、②→③によって0.2%それぞれ低下、また非金利支出率は、①→②で0.2%低下したが、②→③では変化が無かった、としたうえで、貸出金利は①→③合計で0.7%低下、顧客に還元された、としている¹²⁾(図表15)。

このうち貸倒率の低下について同レポートは、「州内規制緩和後もクレジットカード、商業貸出等比較的リスクの高い分野への融資比率に変化は見られないことから、リスク回避によるものではなく、(統合を機とした)審査やモニタリング技術の向上によるもの」と分析している。

また、非金利支出率の低下については、銀行にとって維持コストの高い小

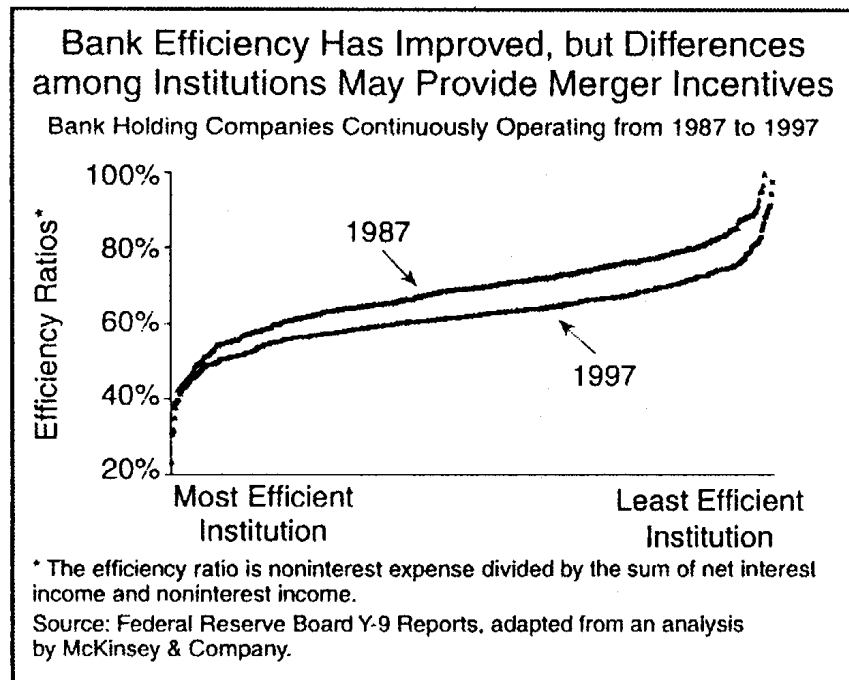
12) 各指標とも②→③への移行の効果が①→②よりも小さい点について同レポートは「②→③への移行が大方の州でほぼ同時期に実施され、その効果を統計的に抽出することが困難なため」と説明。

図表 15 規制緩和による経営諸比率の変化
 COSTS AND INTEREST RATES ARE LOWER
 IN DEREGULATED ENVIRONMENTS



(資料) Jayaratne & Strahan [1997]

図表 16



(資料) Cunningham他 [1998]

切手口座が統合によって集約化されるメリットが少なからず奏効している可能性がある、としている。

なお、「効率性の高い企業は規制の無い状態ではマーケットシェアを高める」といういわゆる「選択仮説」(selection hypothesis) に関しては、州内支店設置規制緩和前の6年間における高収益行のマーケットシェア拡大が1.8% (49.9→51.7%) に止まっているのに対し、緩和後の6年間のそれが8.5% (51.3→59.8%) に達していることから、「地理的規制は経済構造の変革を阻害しており、選択仮説は妥当である」と総括。規制緩和等を機とする統合による銀行経営効率化メリットを前向きに評価している。

また、Cunningham他 [1998] は、統合に伴う「シナジー効果」として、①管理部門の統合、②運用資産等の地理的リスク分散、③資金操作の合理化、④経営ノウハウの伝授、の四つを列挙している。このうち①によるコスト削減効果は、合併をする銀行同士の顧客、市場の重複度合にほぼ比例する、と分析している。また、③については、「統合により預金以外の資金調達手段が拡大するメリットが少なくない」と指摘している (資産10億ドル以下の銀行

では80%が国内預金、10億ドル以上の銀行ではこれが50%に低下、代わって取引コストの低廉な市場性資金のウエイトが増大)。

また、経営効率化指数(非金利支出/(純金利収入+純非金利収入))を算出し、同指数は、全行平均では87年から97年までの10年間で大きく好転したが、依然非効率な銀行と効率的な銀行との差は大きく、これが買収のインセンティブとなっていると指摘している(前頁図表16)。

一方、しばしば議論される統合に伴う「規模の利益」については、Berger [1999a]によれば80年代~90年代初期当時の分析では、平均費用曲線が中規模程度の銀行でフラットとなる(Uカーブの底を打つ=スケールメリット最大)とし、具体的には資産規模が1億ドル~100億ドルの銀行が最もスケールメリットが大きい、との結果となっていた。

しかし、最近の分析では、先に見たような情報技術革新の効果等により規模、範囲の経済性が顕現化する銀行規模が拡大、具体的には資産規模100億ドル~250億ドル程度までの銀行で約20%程度のコスト・スケールメリットがあるとされている(同)。

他方、以上のような主張に対し統合は効率性の面では、少なくとも銀行業全体で見れば最小限の効果しかもたらさない、とする分析もある。例えばBoyd他 [1996] は、①規模の経済性は大手行の統合では殆ど見られず、これが見られる小規模行の統合は元々経済全体に及ぼす効果は限られていること、②全国ベースでは兎も角も、郡(Counties)等実際の銀行のマーケットベースでは、これまでのところ大きな統合効果は認められないこと、③最近の銀行の高収益は好景気による面が大きく、統合がどの程度これに寄与したかは必ずしも明確ではないこと、等を挙げている。

また、Rhoades [1998] は、80年代後半から90年代前半にかけての米国内の9つの買収例についてその効率性の変化を検証し、その結果、以下の点を指摘、統合による「効率性向上」効果に疑問を呈している。

①まず、M&Aの効果として「コスト削減効果」(cost reductions)と「効率性向上効果」(efficiency improvements)とを峻別する必要がある。前者

は人件費、物件費等の削減によるものであり、後者は支出／資産、または支出／収入で定義される。前者の削減は、それ自体は関係する資産や収入の減少を通じ、組織の委縮をもたらす、効率性の向上には直結しない。従って、効率性の向上には資産や収入の減少以上のコスト削減が必要である。銀行経営者は「コスト削減効果」のみに注目しがちであるが、こうした「効率性向上」が達成されるか否かが、より重要である。

②合併前3年と合併後3年とを比較すると、9例全てについて「コスト削減効果」を達成しており、また、その速度及び規模は当初想定を上回るものが多い。コスト削減効果の半分以上は、人件費削減によるものである。

③「効率性の向上」が明確に認められたのは4例に止まった。買収側の当初の効率性は非買収側のそれを上回ることが多いが、そうした関係にある銀行同士の買収が必ず「効率性の向上」をもたらすという保証はない。また、店舗の重複状況、合併行双方の規模等いずれを採っても、合併による効率性の向上を決定付ける要因は特定できない。統合にあたって、直面する最も頻度の高いかつ深刻な問題は、データ処理システムやオペレーションの統合の困難性である。

4. 統合を巡る問題点

米銀等の統合が進むにつれ、幾つかの問題点が指摘されている。主なものは、①市場支配力の集中と中小企業・個人（特に低所得者層）へのサービス低下、②監督体制、の2つの問題である。

(1) 市場支配力の集中と中小企業・個人へのサービス低下

既述の通り、リーグルニール法は、銀行の買収・合併について、独占禁止の観点から国内預金、統合実施後の相手先行の本拠地州内預金に対して一定の預金シェア規制を設けており（前掲図表10）、統合を計画している銀行は同法によって事前の審査を受ける¹³⁾。次頁

しかし、仮にこのような預金シェア規制をクリアしていても、大手行による寡占化が進めば、それらの市場支配力（market power）が強大となり、中

小企業や低所得個人顧客の預金・貸出金利、手数料等にしわ寄せがくる恐れがある。

たとえばBoyd他 [1996] は、銀行市場において集中度が高まった場合、一般的傾向として貸出金利上昇、預金金利低下による収益増加傾向（超過利潤の発生）がみられるとしている¹⁴⁾。

こうした懸念に対して、FRBマイヤー理事 [1998] は以下の点から「全体的には競争条件に大きな変化は見られないのではないか」としている。

- ・各州における預金量上位3行のシェアは都市部、非都市部を問わず、むしろ若干低下していること（特に80年代末以降）（図表17）、
- ・集中度を表す際用いられるHHI¹⁵⁾もこの間低下していること（FDIC付保商業銀行の場合、都市部では2087（76年）→1949（97年）と、約6%低減その背景として同理事は次の点を挙げている。
- ・異なったマーケット間の合併が多いこと（全国や州ベースの集中度は高まるが、郡等ローカルマーケットベースでは大きな影響を受けにくい）

13) ←前頁 このうち大手行の国内預金シェアについては、96年3月末現在では次表の通りとなっており、98年4月に発表された第1位のバンカメリカと第2位のネーションズバンクの合併後でも、「国内預金シェア10%以内」との規制を十分クリアしている。

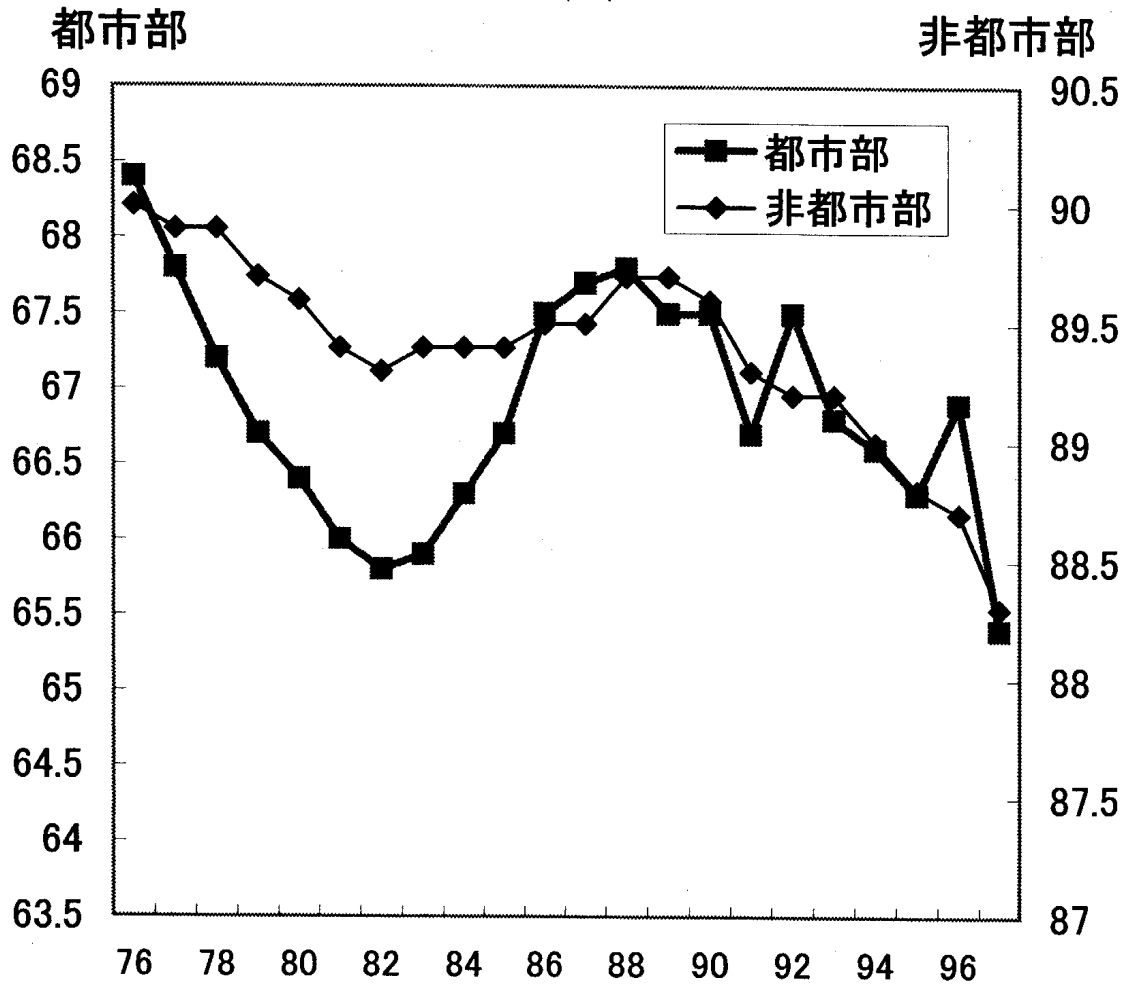
大手銀行の預金シェア（%，資料；O'keefe [1996]）

バンカメリカコープ	3.62
ネーションズバンク	2.94
チエースマンハッタンコープ	2.93
ファーストユニオンコープ	2.74
バンクワン・コープ	2.12

またHolland他 [1996] によれば、95年6月末現在で州内預金シェアが30%を超える銀行は6州に存在するが、これらの大半は本拠地州内で30%以上となっているものである（本拠地州外の州で30%を超えるケースは2例存在）。

- 14) また、Berger&Hannan [1995] によれば、銀行の集中度が高まった場合、オペレーティングコストは増加する一方提供されるサービスは増加せず、結果的に銀行の効率性は低下する、としている。
- 15) Herfindahl-Hirschman Indexの略。当該市場における各企業の市場占有率の二乗を合計したもの。この指数が高い程市場の集中度が高い。反トラスト関係の司法省の合併ガイドライン等で用いられている。

図表 17 預金上位3行の預金シェア (%)



・他行の参入活発化（規制撤廃による新規参入，合併された銀行の顧客をライバル行が吸収く地元行が州外大手行に買収された場合，買収後のマーケットシェアは低下するケースが多いとの分析結果>>）

・小規模行の方が，マーケットシェアや収益維持の面で大手行よりパフォーマンスが良好

また，中小企業，低所得個人顧客の便益性低下問題について同理事は，以下の諸点から「その恐れは少ない」，としている。

・過去においては，「大手行は元々中小貸出比率が比較的低く，大手行を巻き込んだ合併は中小貸出の減少に繋がる恐れがある」との分析もあるが，最

近の分析では、合併があった地域では他の銀行が中小貸出を増大させ、合併の影響をオフセットする傾向がある、との結果となっている

- ・中長期的には信用格付け技術の革新等により、中小企業向け貸出がより低いコストで行えるようになると見られるほか、ノンバンクによる中小企業向け貸出積極化も期待できること

- ・合併は店舗統合を招来する事が多いが、その場合でもライバル行による店舗開設によってオフセットされることが多く、また中低所得者地域で店舗閉鎖が目立つとの分析結果も得られていないこと

- ・手数料の点では、大手行の方が小規模行より高い、或いは複数州にまたがる銀行の方がそうでない銀行よりも高いといった傾向がある。しかし前者の点は大手行の店舗が人件費等コストの高い都市部に多く所在している面が大きいほか、後者の点は地域要因だけでは説明できない。

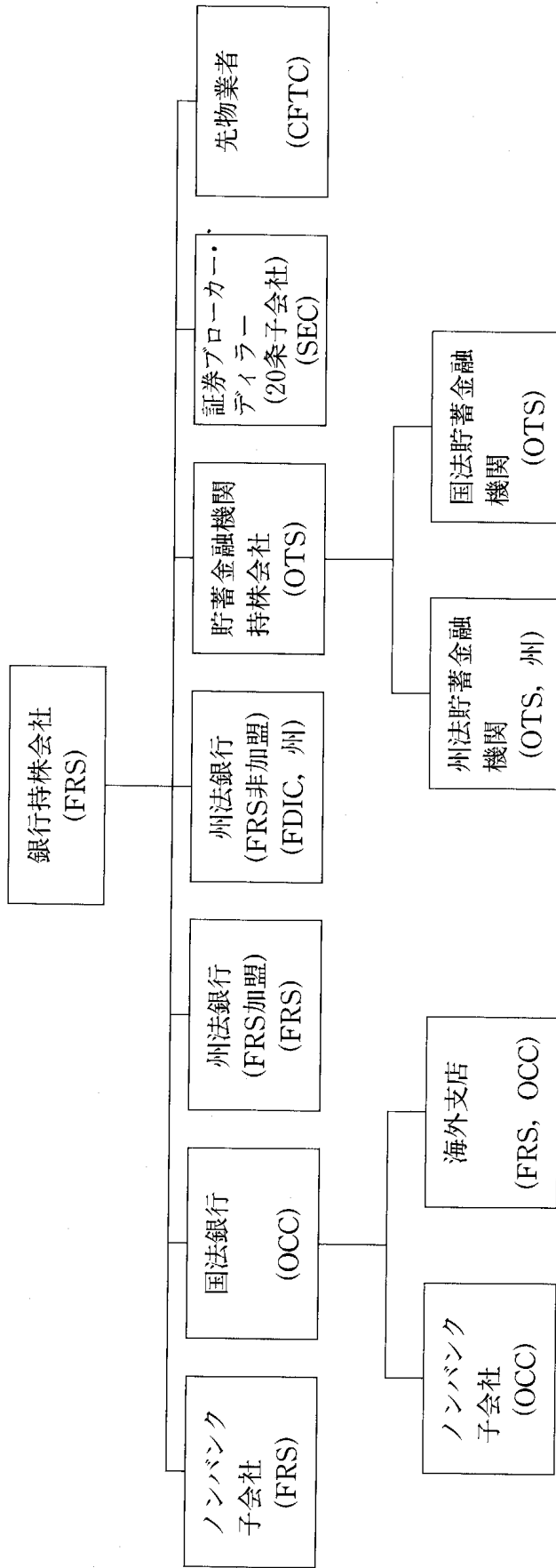
(2) 監督体制

これまで見てきたような金融機関の統合は、「今後更に巨大化、業務多角化の様相を強めると予想される金融機関を如何に監督すべきか、或いはどうすれば適切に監督できるか、との重大な問題を惹起する」(FRBマイヤー理事[1998])。この問題に関してFRB等監督機関は、公式的には「検査官数の増強、スキル向上、内外監督機関の連携強化が不可欠」(同)といった点では意見の一致をみている。しかし、具体的な方策については、各監督機関等の思惑も絡んで、以前から活発な議論が展開されている。その詳細な分析は別の機会に譲ることとして、概略は以下の通りである。

まず、95年以降グラススティーガル法改正を巡る議論が活発化する中で、財務省、OCC等は、BHC等銀行グループの監督について子会社毎の機能に着目した「機能別監督」(“functional supervision”), 或いは「機能別規制」(“functional regulation”) を主張している。

これに対しFRBは、「銀行の業務が多角化し銀行グループが中央集中型のリスク管理、意志決定を行っている現状では、個々の子会社の財務状態をグ

図表18 銀行持株会社組織と管轄当局



(資料) GAO [1996] より筆者作成

グループから切り離して評価することは困難」(グリーンSPAN議長)として、「システミックリスクを引き起こしやすい大規模銀行グループについては、全て“Umbrella Supervisor”(包括的監督者)の監督下に置くべき」(同)と主張している。

ところで現行制度では、銀行子会社を有する会社はすべてBHCとしてFRBによる連結ベースの監督下にある(図表18)。もとより子会社銀行自身はそれぞれの免許当局の監督を受けるが、持株会社が国法・州法銀行の買収をする場合や、その子会社が非銀行業務を行おうとする場合はFRBの認可を受けなければならない。このため、事実上FRBは“Umbrella Supervisor”に最も近い機能を果しているといえよう。こうしたことから、上記FRBの主張も多分に自らが今後もその任にあたることを意図したものとみられている。

最近数年に亘って米国議会で審議されている金融制度改革法(通称H.R. 10)は、何回かの修正等が加えられているが、報道等で伝えられている内容は以下のようになっており、FRBの主張に近いものとなっている。

①自己資本比率等一定の要件を具備した「金融持株会社」(Financial Holding Company, 56年BHC法を改正し新設, 以下FHC)及びその子会社に対し、フルサービスの証券・保険業務を含む多様な金融業務を行うことを認める

②FHCは一切の非金融業務(商工業等)に従事できない

③国法銀行の直接子会社(Operating Subsidiary)が従事できる業務の範囲は、原則として既存法制下で銀行本体が従事可能なものに限る(セーフティネット拡大防止の観点)

④FRBは従来のBHCに加え、FHC等(及びその子会社)に対する監督権も取得する(“Umbrella Supervisor”としての位置付け)

この法案に対しFRBは、「BCCI事件、コンチネンタル・イリノイ銀行等過去の事例はいずれも、(子会社銀行破綻等の問題発生時におけるシステミックリスクの発生回避のためには)、連結ベースでBHC全体の財務内容、リスクテイクの状況を正確に把握しておくことの重要性を物語るもの」(97年7月17

日、下院商務委員会金融等小委員会でのグリーンспан議長証言)であり、「同法案は速やかに原案通り可決されるべき」(同)と主張した¹⁶⁾¹⁷⁾。

しかし、こうした提案に対してFRB以外の監督機関の反応は、総じて冷ややかである。例えばOCCのLudwig長官は以下のように反論している(97年10月9日 American Enterprise Institute)。

・新たに、Umbrella Supervisorを設けることは、現在既にかかなり大きなものとなっている市中金融機関の検査負担を更に増大させる恐れがある。

・また、新監督機関の創設は財政支出増加、セーフティネット対象金融機関の拡張、政策決定遅延、政策決定の透明性(accountability)低下等の問題を惹起する恐れがある。これらのデメリットを上回る新設メリットがあるか甚だ疑問。

・現行の監督制度でも、各銀行等に第一義的な監督責任を有する先(Primary Supervisor)は、傘下銀行だけではなく、グループ内のノンバンク等の財務内容の情報も熟知している。

・今為すべきことは、これら現行監督機関相互の情報交換等連携強化である。

同法案は昨98年に下院本会議及び上院銀行委員会を通過した。しかし、FHCになるための要件としてCRA(いわゆる「地域再投資法」)に基づく地域貢献義務を厳格に規定することに、一部議員が反対したこと等から、結局廃案となった(現在再び、ほぼ同内容の法案を審議中)¹⁸⁾。

16) 併せて同議長は、「米国は外銀が米国に進出する際は、本国で連結ベースで監督を受けていることを条件としている。外銀参入時に必要なことはそのままわが国の金融組織にも必要なはず」と述べている。

17) もっともその際FRBは監督、検査の重点について「資産内容の吟味は引続き重要ではあるが、(不良資産処理が峠を越えた現在では)役員や上級幹部のコーポレートガバナンスの妥当性等リスク重視型(“risk focused”)にシフトしている」(マイヤー理事)としている。

18) 本稿最終校正中の99年11月央、最終案が両院を通過、大統領の署名が行われた。その内容の詳細の紹介は別の機会に譲る。

5. わが国へのインプリケーション

以上最近に至る米国での金融機関の統合の現状を概観した。それでは、こうしたことからわが国へのインプリケーションとしては、どのようなことが考えられるであろうか。ここでは取敢えず、以下の4点を指摘したい。

(1) 整理・再編を通じた「新銀行像」への脱皮が不可欠

米銀の統合活発化は、直接的には支店設置規制の緩和等規制緩和を引金としたものである。従って、こうした規制がそもそも存在しない¹⁹⁾わが国とは事情が大きく異なるとの見方も出来よう。

しかし、既に見たように、米銀の統合活発化は同時に、金融自由化や経済構造の変化等に伴い、「伝統的銀行業」が衰退し、従来のみでは銀行等の経営が覚束なくなりつつある中、銀行等が生き残りの道を模索している、と見ることも出来よう。

こうした点においては、わが国においても事情は全く同様である。周知のようにわが国においても、社債、増資、CP等直接金融のウェイトが高まりつつあるが、銀行業は「護送船団方式」によって、戦後約50年間殆ど供給力の削減が行われておらず、その供給過剰感は非常に強いものがある（いわゆる“over banking”）。これが不良債権問題の遠因となっており、また最近に至る邦銀収益力劣化の一因でもある²⁰⁾。こうした点を勘案すると、今後わが国においても「伝統的銀行業」の供給力削減や、「投資銀行業務」等新たな収益機会への業務展開が不可欠である。最近相次いで発表された邦銀による大型合併は取敢えず、「投資銀行業務」や「リテール部門強化」等、より収益性の高い分野への展開を謳ったものとなっているが、「収益底上げのためのリストラ」

19) 嘗ては支店設置に関してはわが国でも大蔵省による行政指導が行われていたが、米国のそれとは性格が異なる（例えば都銀は全国展開が可能）ほか、既にこの指導も撤廃されている（平成9年7月31日付）。

20) 邦銀収益力の詳細な分析は拙稿『日米の銀行の収益構造分析』～邦銀の経営変革に向けて～、『山口経済学雑誌』第47巻第4号参照。

にも大きな狙いがあるとみられている。確かに、リストラは収益回復には最も手っ取り早い方策ではあるが、既に見たRhoades[1998]論文も指摘しているように、「コスト削減」はそれ自体はむしろ当該銀行の資産、収入の減少を招くものであり、効率性の向上に直結するものではない。確かに各行単独ではリストラ効果に限界があるため、「合併」や「統合」によってより大きなリストラ効果の発現を狙うというのも一つの方策である。しかし、リストラだけで終わってしまえば一昔前までの「合併」と殆ど変わらない。重要なことは、より収益性の高い分野への経営の転換である。また最近実施された米銀の大型合併は、システム統合の困難性等もあって所期の目的を十分達成し得ていないとも伝えられている。こうした意味で、最近の邦銀大手等の「大型合併」は「未知の領域」へ踏み込みつつあるものともいえる。現在進行中の邦銀大型合併が、従来型の単なる合併に終わるのか(或いはシステム統合・組織一体化等の面で大きな困難性に直面、計画が頓挫するのか)、それともより大きな収益性を獲得し、真に新たな銀行像への脱皮を実現するものになるのか、今後の動向が特に注目されるところである。

(2) 生き残りに不可欠な個性(「企業ドメイン」)の確立

本年8月の富士、一勸、興銀三行による共同持株会社設立計画発表に続き、10月には住友、さくら両行の合併が発表された。既に見たように、大手米銀等の統合は「情報技術革命」やグローバル化を大きな背景としたものであるが、同様の事情を抱える邦銀大手行の統合は、今後更に活発化すると見られる。

しかし、こうしたいわばグローバルなマーケットへの進出や大規模なシステム統合を前提とした統合に参加できる銀行はある程度限られよう。地銀、第二地銀は資本力、人的、物的資源の限界があるためである。

こうした銀行においては、これら大手行の「持株会社」傘下の一員として参加する道も残されているが、地元における伝統、地場企業との結びつきの強さ等から地銀経営者等にはこれを困難とする声も強い。こうした点を前提

とした場合、各行はそれぞれが「生き残り」戦略を模索する必要があるが、その場合、徒に従来のような「総合バンク」を指向するのではなく、自らの「企業ドメイン」を確立した個性ある銀行に脱却していくことが必要であろう。例えば、①顧客ターゲットをどこに置くのか。法人か、個人か。②法人ならば大企業か、中堅か、中小企業か。③個人ならばどういった層を主要顧客にするのか。④具体的なデリバリーチャンネルはどうするのか、等々について他行とは異なった経営戦略を構築する必要がある。こうした戦略に基づいた経営を真に定着しえた銀行のみが生き残りに値するのである。百数十行の「普通銀行」は最早不要なのである。

(3) 一層の規制緩和が必要

既に見たように米国では、銀行と証券・保険等の金融業務、更には非金融業務との垣根の見直しが急速に進んでいる。①銀行が「伝統的銀行業」からの脱却を図っていること、②顧客サイドでの「ワンストップバンキング」に対するニーズの高まりを眺め、いわゆる「クロスセリング」（自業態の商品を他の業態の顧客に売る、或いはその逆）による収益拡大が見込めること、③監督当局としても、米国金融業を「米国の競争力のリーダー」（米国財務省レポート）として強化していくには一層の規制緩和が必要と考えていること、などがその背景である。

こうした規制緩和は、単に他の業態への進出を可能にするだけでなく、それ自体が新たな金融技術革新の機会を生み出す。そして、金融技術の革新は通常、その創造者に最大の「創業者利潤」が帰属する。こうした点において日本はこれまで絶えず米国の後塵を拝してきたが、これからはわが国金融業が世界のトップランナーの一員足りうるよう、規制緩和を一層推進していくことが求められる。「日本版ビッグバン」によって、わが国金融業の規制緩和は急速に進行しているが、銀行法の見直しによる「無店舗銀行」の容認等なお、残された課題は少なくない。

(4) 金融法制，監督体制の整備

わが国でも今後金融再編が進むにつれ，金融機関の規模，業務範囲が拡大し，そのリスクが一層増加，多様化していくことが予想される。

わが国の現行法制は，業法中心の枠組みの下で金融商品・サービスが各関係業法によって業態別に「縦割り」で，規制される体系となっている。こうした現行法の問題点としては，

- ①新しい形態の取引，商品が発生した時に後追いで追加制定される，
 - ②このため，機能的に同種の商品であっても規制・監督内容の不整合が生じ得る，
 - ③法律に規定が無いことを理由に結果的に新しい商品・サービスが認められないことがある，
- 等が指摘されている。

こうした点からは，現在の縦割り型の規制監督体系から金融機能に照準を合わせた形での規制監督体制に再構築する必要がある。米国での議論の他，英国では既に97年10月に金融サービス機構（Financial Services Authority, FSA）を設立，従来BOE等に属していた銀行監督機能を同機構に移管しており，近々証券，投資業務，保険等を含めた全ての金融機関に対する監督機能を移管の予定と伝えられている。その背景には，金融のコングロマリット化によって，従来の細分化された業態別の監督体制が非効率化，高コスト化したこと等が挙げられている。今後同様の問題が顕現化するとみられるわが国においても，議論を詰めていく必要がある。

以上

(参考文献)

- Avery, R., Bostic, R.W., Calem, P.S., Canner, G.B., 1997, Change in the Distribution of Banking Offices, Federal Reserve Bulletin Sept. 1997
- Berger, A.N., Demsetz, R.S., Strahan, P.E., 1999a, The Consolidation of Financial Services Industry: Cause, Consequences, and Implications for the Future, Journal of Banking and Finance, Vol.23

- Berger, A.N., Mester, L.J., 1999b, What Explain the Dramatic Change in Cost and Profit Performance of the U.S. Banking Industry? Board of Governors of the Federal Reserve System
- Bothwell, J.L., 1996, Testimony of James L.Bothwell, Before the Committee on Banking and Financial Services, U.S. House of Representatives: Bank Oversight, Fundamantal Principles for Modernizing the U.S. Structure, GAO
- Boyd, J.H., Graham, S.L., 1996, Consolidation in U.S. Banking: Implications for Efficiency and Risk, Working Paper 572, Federal Reserve Bank of Minneapolis
- Boyd, J., Gerter, M., Are Bank Dead? Or Are The Reports Greatly Exaggerated? 1995, National Bureau of Economic Research No. W5045
- Cunningham, S., Sherman, J.F., 1998, Merger and Acquisition Activity in the U.S. Banking Industry: Trends and Rationale, Boston Regional Outlook, The Federal Reserve Bank of Boston
- FDIC, 1997, History of the Eighties: Lessons for the Futures
- Greenspan, A., 1997, Testimony of Chairman Alan Greenspan, Before the Subcommittee on Finance and Hazardous Materials of the Committee on Commerce, U.S. House of Representatives July 17, 1997
- Greenspan, A., 1999, Testimony of Chairman Alan Greenspan, Before the Committee on Banking and Financial Services, U.S. House of Representatives, February 11, 1999
- Haubrich, L.G., 1998, Bank Diversification: Laws and Fallacies of Large Numbers, Economic Review 1998 Vol.34 No.2, The Federal Reserve Bank of Cleveland
- Holland, D., Inscoc, D., Waldrop, R., Kuta, W., 1996, Interstate Banking: The Past, Present and Future, FDIC Banking Review, Vol.9 No.1
- Hughes, J.P., Lang. W, Mester, L.J., 1998, The Dollars and Sense of Bank Consolidation, Working Paper 98-10, The Federal Reserve Bank of Philadelphia
- Jayaratne, J., Strahan, P.E. 1997, The Benefits of Branching Deregulation, Economic Policy Review, Vol.3 No.4, The Federal Reserve Bank of New York
- Ludwig, E.A., 1997a, Comptroller of the Currency Before the American Enterprise Institute October 9, 1997

- Ludwig, E.A., 1997b, Comptroller of the Currency Before the Subcommittee on Financial Institutions and Consumer Credit of the Committee on Banking and Financial Services, U.S. House of Representatives, October 8, 1997
- Meyer, L.H., 1998, Testimony of Governor Laurence H. Meyer, Before the Committee on Banking and Financial Services, U.S. House of Representatives, April 29, 1998, Federal Reserve Board
- Osterberg, W.P., Thomson, L.B., 1999, Banking Consolidation and Correspondent Banking, *Economic Review* 1999, Vol.35 No.1, The Federal Reserve Bank of Cleveland
- O'keefe, J.P., 1996, Banking Industry Consolidation: Financial Attribution of Merging Banks, *FDIC Banking Review*, Vol.9 No.1
- Peek, J., Rosengre, E.S., 1997, Bank Consolidation and Small Business Lending: It's Not Just Bank Size That Matters, Working Papers, The Federal Reserve Bank of Boston
- Rhoades, S.A., 1998, The efficiency effects of bank mergers: An overview of case studies of nine mergers, *Journal of Banking & Finance* vol.22, No.3, 1998
- Spieker, R., Linehan, S., French, G., Bank Earnings: Competitive Pressures and Cyclical Risks, 1997, Atlanta Regional Outlook, The Federal Reserve Bank of Atlanta
- Spong, K., 1994, Banking Regulation: Its Purpose, Implementation, and Effects, The Federal Reserve Bank of Kansas City
- ウィリアム・A・ロベット著, 松尾直彦・山西雅一郎訳『アメリカ金融機関法』, 木鐸社, 1994年
- 掛谷建郎『米銀の崩壊と再生』, 日本経済新聞社, 1993年
- 香山仁『米国銀行規制の新展開』—金融システムの政治経済学—, 経済法令研究会, 1995年
- 高月昭年『銀行経営と金融制度』—米国の経験—, 外国為替貿易研究会, 1992年
- 東海銀行, 1998, 「アメリカ大手商業銀行の業務展開」(『調査月報』98年10月)
- 富士総研1999, 「欧米主要国における金融制度改革の影響とわが国への示唆」(『富士総研論集』99年II号)
- , 1996, 「欧米における金融再編の動向」—わが国金融機関へのインプリケーションを探る—(『研究レポート』96年9月)
- , 1998, 「米国商業銀行のM&Aによる金融再編の背景と今後の見通し」(同総

研ニューヨーク事務所, 98年8月)

フランクリンR. エドワーズ著, 家森信善, 小林毅訳, 『金融業の将来』, 東洋経済新報社, 1998年

ロバート・E・ライタン, ジョナサン・ロウチ著, 小西龍治訳 『21世紀の金融業』
—米国財務省レポート—, 東洋経済新報社, 1998年

宮本邦男 『現代アメリカ経済入門』, 日本経済新聞社, 1997年

松尾直彦 『アメリカ金融制度の新潮流』, 金融財政事情研究会, 1996年

野村総研 「ネーションズ・バンクによるバーネット・バンクの買収」 (『資本市場
クォーターリー』 97年11月)

東洋経済 「金融ビジネス」 各号